

目次

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 地域コミュニティの活性化の推進
 - 第1節 地域コミュニティ活性化推進計画(第9条)
 - 第2節 推進のための施策(第10条—第12条)
- 第3章 地域コミュニティ協議会の設置等
 - 第1節 地域コミュニティ協議会設立準備委員会の設置(第13条—第17条)
 - 第2節 地域コミュニティ協議会の設置(第18条—第22条)
 - 第3節 市の支援(第23条)
- 第4章 地域コミュニティ活性化推進審議会(第24条—第30条)
- 第5章 雑則(第31条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地域コミュニティの役割の重要性に鑑み、地域コミュニティの活性化の推進に係る基本理念を定め、並びに自治会、住民、住宅事業者及び議会の役割、市の責務並びに基本となる事項を明らかにすることにより、住民相互の連帯意識を醸成するとともに、住民のまちづくりへの参画を促進し、もって誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (2) コミュニティ組織 住民自らが意思形成し、地域コミュニティのために共通の目的をもって活動する機能を有する組織をいう。
- (3) 自治会 住民が相互に協力し、運営及び活動を行う地縁による組織をいう。
- (4) 地域コミュニティ協議会 既存のコミュニティ組織が中心となり、地域コミュニティの維持、再構築若しくは形成、地域課題の解決又は地域の活性化に取り組むことを基本として設置された組織であつて、市長の認定を受けたものをいう。
- (5) 住民等 住民、市内に通勤又は通学する者、法人その他団体をいう。
- (6) 住宅事業者 住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う住宅関連事業者(オーナーを含む。)をいう。
- (7) 地域自治 地域で生じた問題や地域の将来のことなど、地域に関することを、住民や様々な組織が話し合い、決定し、実行していくことをいう。
- (8) 地域活動 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。
- (9) 集落支援員等 地域の実情に詳しい人材で、集落支援員等地域のアドバイザー及びコーディネート役として市が雇用及び委嘱した者をいう。

(基本理念)

第3条 地域コミュニティの活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 住民が主体となって地域コミュニティを活性化することができるよう配慮すること。
- (2) 地域における安全で安心な住みよいまちづくりに関する活動は、コミュニティ組織が重要であるという基本的認識の下に行われること。
- (3) コミュニティ組織の形成及び活動を通じて、地域自治の仕組みを継承し、及び発展させることができるよう段階的に取り組むこと。
- (4) 自治会、住民、住宅事業者、議会及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下に、協働して地域のまちづくりに取り組むこと。

(自治会の役割)

第4条 自治会は、地域コミュニティの中心組織として、より良い地域づくりを目的として、積極的かつ主体的な活動に努めるものとする。

- 2 自治会は、住民の自発的な自治会への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会の活動に関する情報を積極的に住民に提供するよう努めるものとする。
- 3 自治会は、住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めるものとする。
- 4 自治会は、その地域に新たな住宅が建築される場合は、当該自治会の活動に関する情報を住宅事業者及び住宅に入居する者(以下「入居者」という。)に提供するよう努めるものとする。

(住民の役割)

第5条 住民は、自らが地域コミュニティの一員であることを認識し、自らが居住する地域の自治会に加入するよう努めるものとする。

2 住民は、コミュニティ組織の重要性についての認識を深め、住民相互の交流を通して連帯意識を醸成するため、コミュニティ組織の活動に積極的かつ主体的に参加し、及び協力することにより、コミュニティ組織の活動の活性化に努めるものとする。

(住宅事業者の役割)

第6条 住宅事業者は、住宅の建築に当たっては、良好な近隣関係を損なわないよう、当該住宅の周囲の居住環境に及ぼす影響に十分配慮するよう努めるものとする。

2 住宅事業者は、住宅の販売、賃貸及び管理に当たっては、コミュニティ組織の必要性について、入居者に説明するよう努めるとともに、入居者と住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとする。

3 住宅事業者は、入居者相互の交流及び入居者と住民との交流の促進を図るため、コミュニティ組織の活動に関する情報を提供するための掲示板の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会の役割)

第7条 議会は、市の意思決定機関として、住民の意思を代表し、地域の力が活かされた協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、住民がコミュニティ組織に主体的に加入し、及び参加するための相談体制の整備等必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の支援を行う際には、関係部署の連携に努め、自治会及び住民の意見を十分に反映させるものとする。

3 市の職員は、自らも地域社会の一員であるという認識の下、コミュニティ組織に参加するとともに、地域コミュニティの重要性を理解し、地域コミュニティの活性化の推進を図る視点に立ち、その職務を遂行しなければならない。

第2章 地域コミュニティの活性化の推進

第1節 地域コミュニティ活性化推進計画

(地域コミュニティ活性化推進計画の策定等)

第9条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、地域コミュニティの活性化の推進に関する計画(以下「地域コミュニティ活性化推進計画」という。)を定めなければならない。

2 地域コミュニティ活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地域コミュニティの活性化の推進に関する目標

(2) 地域コミュニティの活性化の推進に関する取組

(3) その他地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めるに当たっては、第24条に規定する審議会の意見を聴くとともに、住民等の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、地域コミュニティ活性化推進計画の変更について準用する。

第2節 推進のための施策

(地域コミュニティの活性化に関する情報の提供等)

第10条 市は、地域コミュニティの活性化に関する相談に応じ、情報の提供、助言、当該相談に係る関係者相互間の意見の調整その他必要な措置を講じなければならない。

2 市は、コミュニティ組織が開かれた組織づくりや活発な地域活動等自律的な運営に取り組めるように研修その他必要な措置を講じなければならない。

(コミュニティ組織への職員又は集落支援員等の派遣)

第11条 市長は、地域活動を担うコミュニティ組織の求めに応じ、地域活動の企画及び運営その他の取組のために必要があると認めるときは、これらの組織に対して助言を行う職員又は集落支援員等を派遣するものとする。

(地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるための措置)

第12条 市は、住民、本市に転入しようとする者及び住宅事業者が地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講じなければならない。

第3章 地域コミュニティ協議会の設置等

第1節 地域コミュニティ協議会設立準備委員会の設置

(地域コミュニティ協議会設立準備委員会の設置)

第13条 地域コミュニティ協議会を設置しようとする者は、市長の認定を受けて地域コミュニティ協議会設立準備委員会(以下「設立準備委員会」という。)を設置しなければならない。

2 設立準備委員会の区域及び期間は、規則で定める。

(設立準備委員会の取組事項)

第14条 設立準備委員会は、地域コミュニティ協議会の設立に向けて取り組むものとする。

(設立準備委員会の認定基準)

第15条 設立準備委員会を設立するに当たっては、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 第13条第2項の規則で定める区域における地域コミュニティ協議会の設立に取り組むものであること。
- (2) 活動する区域の住民等及び地域において活動するコミュニティ組織で構成されていること。

(設立準備委員会の設立の認定申請)

第16条 設立準備委員会を設立しようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(設立準備委員会の認定基準の適合の確認及び審査並びに可否の決定等)

第17条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、第15条の規定に基づき、設立の認定の可否について審査決定し、申請者に対し規則に定めるところにより当該可否の結果を通知するものとする。

2 設立準備委員会は、前項の申請に係る認定事項に変更が生じたときは、規則の定めるところにより、市長に申請し、承認を受けなければならない。

3 市長は、設立準備委員会が第15条の認定基準に該当しなくなったと認めるときその他規則で定める事由に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

第2節 地域コミュニティ協議会の設置

(地域コミュニティ協議会の設置)

第18条 設立準備委員会は、市長の認定を受けて、多様化、複雑化していく地域課題に対し、地域が一丸となって持続可能な取組みを進めるために、住民等及び地域において活動するコミュニティ組織が参加する地域コミュニティ協議会を設置することができる。

2 地域コミュニティ協議会の区域は、規則で定める。

(地域コミュニティ協議会の取組事項)

第19条 地域コミュニティ協議会は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 地域コミュニティの維持、再構築又は形成に関すること。
- (2) 地域課題の解決に関すること。
- (3) 地域の活性化に関すること。

(地域コミュニティ協議会の認定基準)

第20条 地域コミュニティ協議会を設立するに当たっては、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 第18条第2項の規則で定める区域における前条に定める事項に取り組むものであること。
- (2) 活動する区域の住民等及び地域において活動するコミュニティ組織を会員とするものであること。
- (3) 組織の運営について、透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われるもので、その方法が規約に定められていること。
- (4) 住民等及び地域において活動するコミュニティ組織がその運営及び活動に参画していること。

(地域コミュニティ協議会の設立の認定申請)

第21条 地域コミュニティ協議会を設立しようとする設立準備委員会は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(地域コミュニティ協議会の認定基準の適合の確認及び審査並びに可否の決定等)

第22条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、第20条の規定に基づき、設立の認定の可否について審査決定し、設立準備委員会に対し規則に定めるところにより当該可否の結果を通知するものとする。

2 地域コミュニティ協議会は、前項の申請に係る認定事項に変更が生じたときは、規則の定めるところにより、市長に申請し、承認を受けなければならない。

3 市長は、地域コミュニティ協議会が第20条の認定基準に該当しなくなったと認めるときその他規則で定める事由に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

第3節 市の支援

(市の支援)

第23条 市は、設立準備委員会及び地域コミュニティ協議会に対し、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援をすることができる。

第4章 地域コミュニティ活性化推進審議会

(審議会の設置)

第24条 地域コミュニティの活性化の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、曾於市地域コミュニティ活性化推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第25条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 校区・地区公民館長連絡協議会の代表
- (2) 設立準備委員会又は地域コミュニティ協議会の代表等
- (3) 社会福祉協議会の代表
- (4) 地域女性団体等の代表

- (5) 安全安心協会の代表
 - (6) 商工会の代表
 - (7) 住宅事業者の代表
 - (8) 地域活動に関わる組織の代表
 - (9) 識見を有する者
 - (10) その他市長が必要と認めた者
- (委員の任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって決める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(関係者の出席)

第29条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、地域コミュニティの進捗状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行後3年を目途として、運用状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年曾於市条例第42号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和2年3月23日条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月25日条例第1号)

この条例は、本庁増築庁舎の開庁の日から施行する。